

## 第13編 議会

### 第1章 議員定数

西条市議会の議員定数については、2004（平成16）年1月に確認された合併協定書において、次のように定められた。

- ・合併特例法第7条第1項の在任特例に関する規定を適用し、2006（平成18）年5月末までは旧4市町の議員（西条市26人、東予市20人、丹原町16人、小松町16人の計78人）がそのまま在任する。
- ・地方自治法第91条第2項の規定（議員定数の変更）による新市の議員定数は34人とする。
- ・合併後最初の選挙に限り、公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区を旧4市町ごとに設ける。定数は、旧西条市17人、旧東予市10人、旧丹原町4人、旧小松町3人とする。

新市の定数を34人としたのは、当時は地方自治法によって人口に応じた議員定数の法定上限が定められており、本市の場合はそれが34人であったためである。なお、その後、2011（平成23）年の地方自治法改正によって法定上限がなくなり、議員定数は各自治体が条例で自由に定めることができるようになった。

この協定書に基づいて、2004（平成16）年11月16日に合併後初めての臨時会が78人の定数で開かれた。翌2005（平成17）年3月23日の第1回3月定例会最終日に、議員提出議案として「平成17年3月定例会最終日をもって議会を解散する決議について」が提出され、賛成多数で可決されたため、即日解散となった。初の市議会議員選挙は、合併協定書に沿って定数34人で行われ、4月24日に執行された。

平成18年第2回3月定例会で行政改革調査特別委員会が設置され、同特別委員会において新庁舎建設と議員定数に関する調査・研究が進められた。そして、平成20年第1回3月定例会中に開かれた同特別委員会において、定数を4人減らして30人とするという結論が出され、同特別委員会から西条市議会議員定数条例案が提出された。同条例案は賛成多数で可決され、2009（平成21）年4月19日に行われた市議会議員選挙は定数30人で行われた。

その後はしばらく30人の定数で推移したが、平成26年第6回12月定例会で議会活性化特別委員会が設置され、議会運営の検証及び議会の活性化に関する調査・研究を行う中で、議員定数についても論点の一つとなった。見直しに当たっては、政策立案機能と監視機能を果たす「議会」の役割と、多様な住民の声を的確に把握して市政に反映させる「議員」の役割の双方が機能することが大前提とされた。その上で、類似団体との比較、人口、面積、財政力や市政の現状と課題、将来展望、1常任委員会当たりの委員数など、様々な条件が考慮された。平成28年第3回6月定例会に近隣自治体との議員1人当たり住民数の比較などによって、定数を4人削減し、26人とする西条市議会議員定数条例の改正案が議員提出議案として提出されたが、このときは賛成少数で否決された。その後も引き続き、同特別委員会及び平成29年第1回2月臨時会で設置された議会活性化推進特別委員会で議論が重ねられ、2人減の28人とする方向性が示された。これに基づいて、令和2年第2回3月定例会に議会運営委員会から委員会提出議案として西条市議会議員定数条例の改正案が提出され、賛成多数で可決された。

その結果、2021（令和3）年2月に行われた市議会議員選挙から、議員定数は28人となっている。

## 第2章 議員報酬

合併当初の議員の報酬については、合併協定書において「西条市の例をもとに調整する」と定められており、旧西条市の議員報酬月額37万円から4,000円減額した36万6,000円となった（議長は45万6,000円、副議長は39万3,000円）。

その後改定の動きはなかったが、前述のとおり令和2年第2回3月定例会で議員定数を2人削減する条例改正案が可決され、これが報酬の見直しにもつながった。2022（令和4）年1月24日、市長から西条市特別職報酬等審議会に、特別職の給料等の在り方について諮問がなされ、同審議会は2月10日に答申を行った。その内容は、定数を2人削減した分の範囲内で議員報酬を引き上げること、改定時期は同年4月1日とすること、というものであった。削減に伴い1人当たりの職責が増大すること、合併以来一度も引き上げられていないこと、議員活動に求められる専門性が高まっていることなどが理由である。ただ、その時期はコロナ禍が続いていたため、社会経済情勢を鑑みて改定時期を延期した。そして、同年第7回12月定例会に、市長から、西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の改正案が提案され、賛成多数で可決された。改正後、2023（令和5）年4月1日からの報酬月額は、議長50万2,000円、副議長43万9,000円、議員41万2,000円である。

## 第3章 議会開催状況

### 第1節 定例会と臨時会

市議会には、定例会と臨時会がある。

定例会は「西条市議会の定例会の回数を定める条例」によって年4回と定められ、3月、6月、9月、12月に開催される。3月定例会では翌年度の当初予算案が審査・議決される。9月定例会には前年度決算認定案が上程され、決算審査特別委員会による閉会中の継続審査を経て12月定例会で議決される。

臨時会は定例会以外で、必要案件を審議する場合に開催される。本市の場合、臨時会が開催されるのは主に補正予算案を審査する場合と正副議長選挙を行う場合である。前者については、緊急を要する事業を実施するため、補正予算の議決が急がれる場合で、国の経済対策に基づいて緊急雇用対策事業を実施したり、新型コロナウイルスなどの感染症対策を実施したりするケースが当てはまる。後者については、本市では正副議長の任期を、申し合わせにより1年としているため、毎年選挙が行われる。2014（平成26）年、2015（平成27）年については3月定例会で正副議長選挙を行ったが、それ以外の年は、2005（平成17）年から2012（平成24）年までは5月、2013（平成25）年は3月、2016（平成28）年以降は2月に臨時会を開いて正副議長の選挙を実施している。正副議長の選挙を行う時期が変わったのは、平成24年第6回12月定例会最終日に提出された、市長に対する不信任決議案が可決されたことを受けて市長が市議会を解散し、2013（平成25）年4月の任期満了前である同年2月に市議会議員選挙が執行されたためである。

### 第2節 本会議

本会議は、全議員が議場に集まって議会としての意思決定を行う場である。市議会に上程された議案の多くは、市長による提案説明、議案質疑を経て各常任委員会及び各特別委員会に付託される。そこで専門的な審査を行い、委員会としての審査結果を本会議で報告し、それを踏まえて討論・表決が行われる。一方、人事案件や意見書・決議などについては、委員会付託を省略して、本会議で質疑・討論・表決を行う場合が多い。臨時会において補正予算案等を審査する場合も、委員会付託を省略することがほとんどである。

また、定例会の本会議では、個々の議案に関する質疑とは別に、代表質問や一般質問が行われる。いずれも行政全般の問題について、議員が市長などの執行機関に対して疑義を質したり提言を行ったりするもので、代表質問は会派の代表が、一般質問は個々の議員がその主体となる。なお、本市議会における代表質問は、当初予算を審議する3月定例会を基本に行っている。ただし、令和6年第6回12月定例会では市長選挙後の公約等に対し代表質問を行った。

本会議を開くためには、定数の半数以上の議員の出席が必要であり、議案の可決には原則として出席議員の過半数の賛成が必要である。例外として、市民生活に重大な影響が及ぶ議案についてはより多数の賛成が必要であり、これを特別多数議決という。前述の市長不信任決議もその一つで、可決には議員定数の3分の2以上が出席して出席議員の4分の3以上の同意が必要である。

予算案については、全議員で構成する予算委員会を設置し、分科会を設け、分担して審査を行っている。決算認定案の審査については、9月定例会で議長発議により、議会選出の監査委員となっている議員を除く全ての議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、分科会を設け、歳入歳出決算書や事務報告書などの内容を分担して審査し、その結果を12月定例会の本会議で報告した後、認定の可否に関する採決が行われる。

### 第3節 会議の公開

本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則公開している。これまで委員長の許可を必要としていた委員会の傍聴も原則公開とするよう、2017（平成29）年6月に西条市議会委員会条例を改正した。2020（令和2）年9月には、西条市議会手話通訳及び要約筆記実施規程を制定し、聴覚や言語機能等に障がいのある人の傍聴についての取扱いを明文化した。

また、本会議はインターネットを使ったライブ中継と録画配信を行っており、パソコンやスマートフォンから視聴することができる。5月、8月、11月、2月には「さいじょう市議会だより」を発行しており、市のホームページでも公開している。

新市誕生後の議会の開催状況は図表13-3-1のとおりである。

図表13-3-1 議会の開催状況

議会名		開会日	会期
H16年	第1回 11月臨時会	11月16日	1日
	第2回 12月定例会	12月14日	42日
H17年	第1回 3月定例会	3月1日	23日
	第2回 5月臨時会	5月11日	1日
	第3回 6月定例会	6月7日	18日
	第4回 9月定例会	9月6日	22日
	第5回 11月臨時会	11月28日	1日
	第6回 12月定例会	12月6日	17日
H18年	第1回 2月臨時会	2月20日	1日
	第2回 3月定例会	3月1日	22日
	第3回 5月臨時会	5月11日	1日
	第4回 6月定例会	6月6日	18日
	第5回 8月臨時会	8月9日	1日
	第6回 9月定例会	9月5日	21日
	第7回 12月定例会	12月5日	18日
H19年	第1回 3月定例会	2月28日	21日
	第2回 5月臨時会	5月11日	1日
	第3回 6月定例会	6月5日	17日
	第4回 9月定例会	9月4日	22日
	第5回 12月定例会	12月4日	18日
H20年	第1回 3月定例会	2月26日	22日
	第2回 3月臨時会	3月28日	1日
	第3回 5月臨時会	5月12日	1日
	第4回 6月定例会	6月3日	18日
	第5回 9月定例会	9月2日	21日
	第6回 12月定例会	12月9日	16日
H21年	第1回 1月臨時会	1月21日	1日
	第2回 2月臨時会	2月12日	1日
	第3回 3月定例会	3月3日	17日
	第4回 5月臨時会	5月11日	1日
	第5回 5月臨時会	5月25日	1日
	第6回 6月定例会	6月2日	18日
	第7回 7月臨時会	7月27日	1日
	第8回 9月定例会	9月1日	18日
	第9回 11月臨時会	11月12日	1日
	第10回 12月定例会	12月1日	18日
H22年	第1回 2月臨時会	2月16日	1日
	第2回 3月定例会	3月2日	22日
	第3回 4月臨時会	4月12日	1日
	第4回 5月臨時会	5月11日	1日
	第5回 6月定例会	6月1日	18日
	第6回 7月臨時会	7月29日	1日
	第7回 9月定例会	9月1日	17日
	第8回 11月臨時会	11月29日	1日
	第9回 12月定例会	12月7日	16日
議会名		開会日	会期
H23年	第1回 2月臨時会	2月7日	1日
	第2回 3月定例会	3月1日	23日
	第3回 5月臨時会	5月11日	1日
	第4回 6月定例会	6月7日	18日
	第5回 7月臨時会	7月19日	1日
	第6回 9月定例会	9月6日	17日
	第7回 11月臨時会	11月22日	1日
	第8回 12月定例会	12月6日	17日
H24年	第1回 3月定例会	2月28日	23日
	第2回 5月臨時会	5月11日	1日
	第3回 6月定例会	6月5日	18日
	第4回 7月臨時会	7月23日	1日
	第5回 9月定例会	9月4日	18日
	第6回 12月定例会	12月11日	30日
H25年	第1回 3月臨時会	3月4日	2日
	第2回 3月定例会	3月7日	21日
	第3回 6月定例会	6月4日	18日
	第4回 9月定例会	9月3日	18日
	第5回 12月定例会	12月3日	18日
H26年	第1回 3月定例会	2月25日	23日
	第2回 6月定例会	6月3日	18日
	第3回 8月臨時会	8月12日	1日
	第4回 9月定例会	9月3日	17日
	第5回 11月臨時会	11月14日	1日
	第6回 12月定例会	12月2日	18日
H27年	第1回 3月定例会	2月24日	24日
	第2回 6月定例会	6月2日	18日
	第3回 7月臨時会	7月13日	1日
	第4回 9月定例会	9月2日	23日
	第5回 12月定例会	12月1日	18日
H28年	第1回 2月臨時会	2月5日	1日
	第2回 3月定例会	2月23日	29日
	第3回 6月定例会	6月7日	21日
	第4回 9月定例会	8月30日	23日
	第5回 12月定例会	12月13日	29日
H29年	第1回 2月臨時会	2月28日	1日
	第2回 3月定例会	3月7日	21日
	第3回 6月定例会	6月5日	22日
	第4回 9月定例会	8月29日	18日
	第5回 10月臨時会	10月24日	1日
	第6回 12月定例会	12月5日	18日

議会名		開会日	会期
H30年	第1回	2月臨時会	2月19日 1日
	第2回	3月定例会	2月27日 21日
	第3回	6月定例会	6月4日 19日
	第4回	8月臨時会	8月7日 1日
	第5回	9月定例会	9月4日 22日
	第6回	12月定例会	12月4日 22日
H31年	第1回	2月臨時会	2月18日 1日
	第2回	3月定例会	2月26日 23日
R1年	第1回	6月定例会	6月4日 25日
	第2回	9月定例会	9月3日 25日
	第3回	12月定例会	12月3日 22日
R2年	第1回	2月臨時会	2月17日 1日
	第2回	3月定例会	2月25日 24日
	第3回	6月定例会	6月2日 23日
	第4回	7月臨時会	7月21日 1日
	第5回	9月定例会	9月1日 24日
	第6回	10月臨時会	10月27日 1日
	第7回	12月定例会	11月30日 23日
R3年	第1回	2月臨時会	2月25日 1日
	第2回	3月定例会	3月3日 23日
	第3回	4月臨時会	4月20日 1日
	第4回	6月定例会	6月1日 22日
	第5回	8月臨時会	8月4日 1日
	第6回	9月定例会	9月1日 21日
	第7回	12月定例会	11月30日 22日
R4年	第1回	2月臨時会	2月18日 1日
	第2回	3月定例会	3月1日 24日
	第3回	6月定例会	6月7日 22日
	第4回	7月臨時会	7月15日 1日
	第5回	9月定例会	9月6日 24日
	第6回	10月臨時会	10月26日 1日
	第7回	12月定例会	11月29日 21日
R5年	第1回	2月臨時会	2月17日 1日
	第2回	3月定例会	2月28日 24日
	第3回	5月臨時会	5月8日 1日
	第4回	6月定例会	6月6日 24日
	第5回	9月定例会	9月5日 22日
	第6回	12月定例会	11月28日 23日
R6年	第1回	1月臨時会	1月25日 1日
	第2回	2月臨時会	2月16日 1日
	第3回	3月定例会	2月27日 24日
	第4回	6月定例会	6月4日 24日
	第5回	9月定例会	9月3日 24日
	第6回	12月定例会	12月10日 31日
R7年	第1回	2月臨時会	2月26日 1日
	第2回	3回定例会	3月4日 23日

資料：議会事務局

## 第4章 委員会

### 第1節 議会運営委員会

地方自治法の規定に基づき、議会を円滑に運営するために設置されており、議会の運営などに関する協議・調整を行うほか、議長の諮問事項について調査・審査を行う場合もある。定員は、10人である。

### 第2節 常任委員会

議会が一定の部門の市の事務に関する調査及び議案・請願等の審査を行わせるため、条例で定め、常設する委員会である。

西条市議会では、2024（令和6）年度末現在、次の4委員会を設置している。

1 総務委員会（定数10人）	経営戦略部、総務部、財務部、市民生活部、会計管理者、消防、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会の所管に属する事項について、調査・審査を行う。なお、他の委員会に属さない事項についても所管する。
2 福祉文教委員会（定数9人）	福祉部、こども健康部、環境部、教育委員会の所管に属する事項について、調査・審査を行う。
3 産業建設委員会（定数9人）	産業経済部、農林水産部、建設部、農業委員会の所管に属する事項について、調査・審査を行う。
4 予算委員会（定数28人）	予算に関する事項の調査・審査を行う。

常任委員会及び議会運営委員会の変遷状況は図表13-4-1のとおりである。

図表13-4-1 常任委員会及び議会運営委員会の変遷状況

議決年月日	改正年月日	改正概要
H17.3.23	H17.3.30	委員会の構成を総務委員会（委員12人）、民生産業委員会（委員11人）、企画建設委員会（委員11人）、議会運営委員会（委員8人）に改正
H17.5.11	H17.5.11	議会運営委員会の委員の定数を8人から10人に改正
H18.3.22	H18.3.28	機構改革に伴い、総務委員会の所管事項を改正
H21.3.19	H21.3.26	議員定数の減員及び機構改革に伴い、委員会の名称及び構成を総務委員会（委員10人）、福祉文教委員会（委員10人）、産業建設委員会（委員10人）とし、併せて各常任委員会の所管事項を改正
H22.3.23	H22.3.25	機構改革に伴い、各常任委員会の所管事項を改正
H23.3.23	H23.3.28	機構改革に伴い、総務委員会の所管事項を改正
H25.6.21	H25.6.24	機構改革に伴い、総務委員会及び産業建設委員会の所管事項を改正
H29.1.10	H29.1.13	委員会の名称及び構成を総務委員会（委員8人）、環境消防委員会（委員7人）、福祉文教委員会（委員8人）、産業建設委員会（委員7人）とし、併せて各常任委員会の所管事項を改正
H29.3.15	H29.3.21	機構改革に伴い、各常任委員会の所管事項を改正
H29.12.22	H29.12.27	西条市議会基本条例第12条に議会報告会の実施が規定されたことと、地方自治法の一部改正に伴い、常任委員の任期に関する規定及び複数の常任委員会に所属できるよう改正
H30.12.25	H30.12.27	所管委員会に分割付託していた予算議案を議案一体の原則による適切な議案審議とするため、予算委員会（委員30人）の設置にかかる事項を新設
H31.3.20	H31.3.25	機構改革に伴い、総務委員会、福祉文教委員会及び環境消防委員会の所管事項を改正
R3.2.25	R3.2.25	議員定数の減員に伴い、委員会の委員の定数を総務委員会（委員7人）、福祉文教委員会（委員7人）、予算委員会（委員28人）に改正
R7.1.9	R7.1.9	委員会の名称及び構成を総務委員会（委員10人）、福祉文教委員会（委員9人）、産業建設委員会（委員9人）、予算委員会（28人）とし、併せて各常任委員会の所管事項を改正

資料：議会事務局

### 第3節 特別委員会

特定の案件を審査するために設置される委員会であり、必要がある場合、議会の議決により設置する。

本市議会では、2024（令和6）年度末現在、次の2委員会を設置している。

1	水資源調査 特別委員会 (定数10人)	令和7年 2月26日設置	ダム・市内河川に関する調査、水資源の保全及び活用に関する調査・研究並びに関連議案等の審査を行う。期間は、調査・研究の終了までとし、閉会中も審査する。
2	ごみ対策調査 特別委員会 (定数10人)	令和7年 2月26日設置	道前クリーンセンターの運営、新規ごみ処理施設の整備及びごみ減量化等のごみ対策に関する調査・研究並びに関連議案等の審査を行う。期間は、調査・研究の終了までとし、閉会中も審査する。

特別委員会の設置状況は図表13-4-2のとおりである。

図表13-4-2 特別委員会の設置状況

委員会名	定数	設置時期	消滅時期
行政改革調査特別委員会	20	H16.12.14	H17.3.23
臨海地域振興整備特別委員会	13	H16.12.14	H17.3.23
新図書館建設調査特別委員会	13	H16.12.14	H17.3.23
臨海地域振興整備特別委員会	10	H17.5.11	H21.4.23
新図書館建設調査特別委員会	10	H17.5.11	H21.4.23
決算審査特別委員会	10	H17.9.6	H17.12.6
行政改革調査特別委員会	16	H18.3.22	H21.4.23
決算審査特別委員会	10	H18.9.5	H18.12.5
周桑病院経営問題調査特別委員会	12	H18.12.12	H21.4.23
水資源調査特別委員会	16	H19.3.20	H21.4.23
決算審査特別委員会	10	H19.9.4	H19.12.4
決算審査特別委員会	10	H20.9.2	H20.12.9
臨海地域振興整備特別委員会	10	H21.5.11	H25.1.17
周桑病院経営問題調査特別委員会	10	H21.5.11	H22.3.23
水資源調査特別委員会	10	H21.5.11	H25.1.17
決算審査特別委員会	10	H21.9.1	H21.12.1
新庁舎問題調査特別委員会	10	H21.12.18	H25.1.17
決算審査特別委員会	10	H22.9.1	H22.12.7
決算審査特別委員会	10	H23.9.6	H23.12.6
決算審査特別委員会	10	H24.9.4	H24.12.11
臨海地域振興整備特別委員会	10	H25.3.4	H29.2.23
水資源調査特別委員会	10	H25.3.4	H29.2.23
庁舎整備特別委員会	10	H25.3.4	H27.3.18
決算審査特別委員会	10	H25.9.3	H25.12.3
決算審査特別委員会	10	H26.9.3	H26.12.2
総合計画等検討特別委員会	15	H26.9.10	H27.2.24
議会活性化特別委員会	10	H26.12.19	H29.1.10
地方創生特別委員会	14	H27.6.10	H29.2.23
決算審査特別委員会	10	H27.9.2	H27.12.1
決算審査特別委員会	10	H28.8.30	H28.12.13
臨海地域振興整備特別委員会	10	H29.2.28	R3.2.23
水資源調査特別委員会	10	H29.2.28	R3.2.23
議会活性化推進特別委員会	10	H29.2.28	R2.12.22
決算審査特別委員会	10	H29.8.29	H29.12.5
道前クリーンセンター整備調査特別委員会	10	H30.6.22	H31.3.20
決算審査特別委員会	10	H30.9.5	H30.12.4
ごみ対策調査特別委員会	10	R1.6.4	R3.2.23
総合計画等検討特別委員会	15	R1.6.28	R2.3.19
決算審査特別委員会	10	R1.9.3	R1.12.3
決算審査特別委員会	10	R2.9.1	R2.11.30
臨海地域振興整備特別委員会	10	R3.2.25	R7.2.23
水資源調査特別委員会	10	R3.2.25	R7.2.23
ごみ対策調査特別委員会	10	R3.2.25	R7.2.23
決算審査特別委員会	10	R3.9.1	R3.11.30
決算審査特別委員会	10	R4.9.6	R4.11.29
議会活性化特別委員会	10	R4.12.19	R7.1.9
決算審査特別委員会	27	R5.9.5	R5.11.28
総合計画等検討特別委員会	10	R5.11.28	R7.1.9
決算審査特別委員会	26	R6.9.3	R6.12.10
水資源調査特別委員会	10	R7.2.26	
ごみ対策調査特別委員会	10	R7.2.26	

資料：議会事務局

## 第5章 議会活性化に係る取組状況

### 第1節 議会基本条例の制定

本市議会では平成26年第6回12月定例会において、二元代表制の一翼を担う議会の機能を更に高めるとともに、市民に開かれた議会を目指すため、議会の組織・機能・運営・情報公開など議会運営に関する諸課題を検証し、議会の活性化に向けた必要事項を調査・研究することを目的として、10人の委員からなる議会活性化特別委員会を設置した。

同特別委員会は2015（平成27）年3月に第1次答申を行い、これに基づいて同年5月発行の市議会だよりから、賛否が分かれた議案等について議員個々の賛否結果を掲載するようになった。同年6月には第2次答申を行い、これに基づいて議員の出産・育児などによる本議会及び委員会の欠席を認める西条市議会会議規則の改正が行われた。同年12月には中間報告があり、次の任期から本会議での一問一答方式の試行的導入などが明記された。議会及び議員活動の基本理念を明らかにする議会基本条例については、当該任期中の制定を目指すこととした。

2016（平成28）年2月には、特別委員会の下部組織として三つの作業部会が設置された。この作業部会によって議会基本条例の素案づくりが進められ、さらに、専門的知見を活用し、法政大学法学部の廣瀬克哉教授による助言も踏まえて条例案がまとめられた。そして、パブリックコメントを経て同年第4回9月定例会に議会運営委員会から委員会提出議案として、西条市議会基本条例案が提出され、全会一致で可決された。

同条例の前文では、今日における議会の役割について、「市長その他の執行機関と緊張関係を保ち、意思決定、行政監視、民意集約、政策提言などを通じて、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与しなければならない」と記している。また、議会報告会や政策提言会の開催、学識経験者等による専門的事項に係る調査の活用など、特色ある条項が盛り込まれている。

### 第2節 議会活性化の取組

本市議会は、議会基本条例を着実に実践して議会の機能を高めるとともに、市民に開かれた議会を目指すため、議会報告会や政策提言会の開催、市内高等学校との連携など、多様な取組を進めてきた。

議会報告会は、市民に議会のしくみや議会改革などの活動を伝えるとともに、市民の意見や提言を直接聞くことにより、開かれた議会を目指すことを目的として2018（平成30）年度から開催している。2023（令和5）年度は市内五つの県立高等学校を会場に、高校生と議員との意見交換を、2024（令和6）年度は合併20周年記念事業として開催した中学生議会に併せ、中学生と議員との意見交換を中心として開催した。

政策提言会は、会派及び会派に属さない議員が、市政の現状を踏まえた課題を把握し、その課題の解決に向け、積極的に政策等の立案を行うことにより、議員の政策形成能力の向上に資する

とともに、市政に反映せしめることを目的として、市長へ政策等の提言を行っている。なお、2011（平成23）年度から開催してきた「会派等別政策提言懇談会」を、2016（平成28）年の西条市議会基本条例の制定に合わせ、名称を「政策提言会」に改め、引き続き、年に1回開催している。

また、2014（平成26）年には本会議の様子をインターネットでライブ中継するほか、録画配信を開始した。2015（平成27）年には議案等に対する議員個々の賛否状況を市議会だよりで公表している。2017（平成29）年には本会議の一般質問において一問一答方式を導入した。

さらに、2021（令和3）年にはタブレット端末及びドローンを活用した議会防災訓練を実施した。

こうした試みが評価され、「議会改革度調査」（早稲田大学マニフェスト研究所）で2020（令和2）年は県内1位、四国2位、全国30位、2021（令和3）年は県内1位、四国1位、全国43位、2022（令和4）年及び2023（令和5）年は県内1位、四国4位、全国104位にランクインしている。

なお、2021（令和3）年11月には、第16回マニフェスト大賞において最優秀躍進賞を受賞した。新市誕生後の議会活性化に係る取組は、図表13-5-1のとおりである。

図表13-5-1 議会活性化に係る取組

平成16年	
11月	議会ホームページの開設
11月	第1回会派代表者会議を開催
11月	第1回正副委員長連絡協議会を開催
12月	行政改革調査特別委員会の設置（議員の任期、定数及び選挙区に関する調査研究）
平成17年	
3月	西条市議会だより発行規程に基づく「さいじょう市議会だより」創刊号を発行
3月	西条市議会委員会条例改正（6常任委員会から3常任委員会に変更）
5月	西条市議会委員会条例改正（議会運営委員会の定数を8人から10人に変更）
平成20年	
9月	西条市議会会議規則改正（協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決で決定する規定を新設）
平成21年	
3月	西条市議会委員会条例改正（委員会の名称及び構成を変更）
6月	西条市議会会議規則改正（質疑回数を2回から3回に変更）
平成23年	
1月	西条市立神拝小学校6年生が社会科学習で本会議場を見学
11月	第1回会派等別政策提言懇談会を開催（以降毎年度開催）

平成24年	
5月	東日本大震災被災地視察研修事業の実施（平成24年度から平成27年度までの4か年実施）
12月	西条市議会会議規則改正（公聴会、参考人の招致を本会議で行うための規定を新設）
12月	西条市議政務調査費の交付に関する条例改正（政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定める）
平成25年	
3月	特別委員会委員の任期を申し合わせにより2年とする
6月	議会の議決事項の追加（総合的かつ計画的な市行政の運営を図るための基本構想の策定又は変更を議決事件とする）
12月	議会の議決事項の追加（市民憲章の制定又は改廃を議決事件とする）
平成26年	
4月	会議の機能向上のため、第1・第2委員会室、全員協議会室へパワーポイント用の収納型スクリーン設置及び赤外線コードレス方式の会議システム導入
5月	さいじょう市議会だよりの紙面の充実（本会議における質疑・質問発言通告一覧の掲載、常任委員会審査レポート欄の新設、刷数8ページから12ページに増刷等）
6月	本会議の様子をインターネットでライブ中継及び録画配信の開始
8月	合併10周年記念「西条っ子未来のまちづくり推進事業」として中学生議会を開催
12月	議会活性化特別委員会の設置（議会運営の検証及び議会の活性化に関する調査・研究）
平成27年	
5月	議案等に対する個々の賛否状況を市議会だよりで掲載開始
6月	西条市議会会議規則改正（会議の欠席事由に疾病、看護、介護、出産、育児を明文化）
7月	議員の事務・調査活動ができる環境整備のため、議員控室へパソコンを配備するとともに、無線LAN環境を整備
12月	法政大学の専門的知見を活用し、議会基本条例の制定に関する調査を開始
平成28年	
7月	西条市議会基本条例に係るパブリックコメントの実施
9月	西条市議会基本条例制定
平成29年	
1月	西条市議会委員会条例改正（3常任委員会から4常任委員会に変更）
1月	西条市議会会議規則改正（電子表決システムを利用した表決の条項を追加）
2月	本会議場を改修（対面演壇方式導入、電子表決システム導入、音響設備更新、傍聴席改修）
2月	西条市議会基本条例施行
3月	一般質問における一問一答方式の導入
5月	議会活性化推進特別委員会設置（議会運営の検証及び議会の活性化に関する調査・研究並びに関連議案等の審査）

6月	西条市議会委員会条例改正（委員会の傍聴の取り扱いを原則公開に変更）
6月	小松高等学校生徒から模擬請願書を受理
6月	西条市議会災害時対応指針の策定
8月	西条市議会オリジナルマスコットキャラクター（みずき）の作成及び議会ホームページにキッズページの開設
8月	西条市議会Facebook開設
8月	議会基本条例に基づき、「会派等別政策提言懇談会」を「政策提言会」に改め開催（以降毎年度開催）
9月	委員会傍聴者に傍聴のしおりの配付開始
11月	議会だよりに議員の顔写真の掲載開始
12月	西条市議会委員会条例の改正（常任委員会の兼任を可能に変更）
12月	議会報告会開催に向け議会報告会実行委員会を設置
平成30年	
5月	市民を対象に議会報告会を開催（市役所本庁・東予総合福祉センター）
12月	YouTubeを介しての本会議インターネットのライブ中継及び録画配信の開始（スマートフォンなどへの対応）
12月	西条市議会委員会条例改正（予算委員会の設置に伴い、4常任委員会から5常任委員会に変更）
平成31年・令和元年	
1月	議案等に対する個々の賛否状況をホームページ上で公開開始
1月	議案書をホームページ上で公開開始
1月	政務活動費の収支報告及び議長交際費をホームページ上で公開開始
1月	委員会記録及び委員会行政視察報告書をホームページ上で公開開始
2月	西条市議会業務継続計画（BCP）策定
2月	予算委員会を設置して5常任委員会での議会運営を開始
3月	第1回議会防災訓練を開催（以降毎年度開催）
7月	西条高等学校生徒が議会を見学
8月	西条高等学校生徒と議員との意見交換会実施
9月	西条高等学校生徒が本会議を傍聴
10月	市民を対象に議会報告会を開催（総合福祉センター・東予総合福祉センター）
10月	議員定数及び議員報酬について公聴会の実施及び参考人制度の活用
10月	西条市議会議員定数条例の一部を改正する条例に係るパブリックコメントの実施
令和2年	
3月	西条市議会会議規則改正（情報通信端末機器の使用に関する条項追加）
5月	西条市議会災害時対応指針及び西条市議会業務継続計画（BCP）を改定（感染症や国民保護などへの対応を追加）
6月	タブレット端末を活用した議会運営の開始

9月	西条市議会手話通訳及び要約筆記実施規程を策定
12月	議会活性化評価・検証結果報告書の作成
12月	オンライン会議システムの導入（本会議及び委員会を除く）
令和3年	
3月	タブレット端末を活用した完全ペーパーレスによる議会運営の開始
3月	西条市議会会議規則の改正（請願の提出に係る署名・押印の見直し、会議の欠席事由に配偶者の出産補助を追加、出産に伴う欠席期間の条項追加）
4月	西条市議会議員旧姓使用取扱規程の策定
6月	西条高等学校生徒が本会議傍聴、議会見学、正副議長と意見交換
8月	東予高等学校と連携した作品展を開催
9月	電子表決システムによる採決を実施
9月	西条市議会委員会条例及び西条市議会会議規則改正（オンラインでの委員会開催を可能とする条項を新設）
10月	第16回マニフェスト大賞「優秀賞」受賞
10月	第1回議場コンサートを開催（西条北中学校合唱部）
11月	丹原高等学校と連携した作品展を開催
11月	西条高等学校生徒から請願書を受理
11月	第16回マニフェスト大賞「最優秀躍進賞」受賞
12月	動画配信による議会報告会を開催
令和4年	
2月	市議会だよりの表紙写真の募集開始
12月	西条農業高等学校と連携した作品展を開催
12月	第2回議場コンサートを開催（西条南中学校合唱部）
12月	西条市議会の個人情報の保護に関する条例制定（委員会提出議案）
12月	議会活性化特別委員会設置（議会運営の検証及び議会の活性化に関する調査・研究）
令和5年	
1月	動画配信による議会報告会を実施
11月	小松高等学校ライフデザイン科と連携した作品展を開催
令和6年	
1月	高校生を対象に議会報告会を開催（市内5高等学校）
7月	中学生議会の参加者を対象に議会報告会を開催（市役所本庁）
8月	合併20周年記念行事として令和6年度中学生議会を開催
令和7年	
1月	西条市議会委員会条例改正（5常任委員会から4常任委員会に変更）

資料：議会事務局

## 第6章 その他

### 第1節 請願・陳情

国や地方公共団体に国民が意見や要望などを伝える請願は、憲法第16条に保障された国民の権利である。地方公共団体では、議会が市民の声を受けて審議するための方法として、請願と陳情がある。議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情という。

個人・団体にかかわらず、市政に関する請願及び陳情はいつでも提出できるが、本市では請願については定例会開会前に開催される議会運営委員会前日の午後5時までに受理したものは、その定例会中に、それ以降に受理したものは、次の定例会で取り扱うことになっている。また、陳情についても定例会開会前に開催される議会運営委員会前日の午後5時までに受理したものは、その取扱いを議会運営委員会で、それ以降に受理した場合は、次の定例会前の議会運営委員会で協議することになっている。

請願は、委員会に付託し、審査の後、本会議で議決する。陳情は、議会運営委員会で取扱いを協議する。陳情は請願と同様に取り扱うものと、本会議の議席にその写しを配付するのみで審議を行わないものがある。なお、市民以外から提出された陳情は、その写しを本会議の議席に配付するのみにとどめ、審議は行わない扱いとすることになっている。

新市誕生後の請願・陳情の処理状況は図表13-6-1のとおりである。

図表13-6-1 請願・陳情の処理状況

年度	件数			請願の処理内容			
	請願	陳情	計	採択	不採択	取り下げ	その他
H16	10	1	11	1	7		2
H17	17	4	21	1	9	1	6
H18	10	3	13	1	8		1
H19	8	4	12	1	4	1	2
H20	9	3	12	2	1	1	5
H21	7	8	15	1	3		3
H22	9	10	19	1	7		1
H23	10	2	12		8		2
H24	6	2	8		2		4
H25	13	5	18	2	9		2
H26	9	5	14	4	4	1	
H27	14	3	17		11		3
H28	8	1	9		6		2
H29	2	2	4		2		
H30	4	4	8		4		
R1	6	3	9		6		
R2	3		3	3			
R3	15	2	17	1	14		
R4	8	5	13		8		
R5	7	6	13		7		
R6	8	17	25		7		1

資料：議会事務局

注 陳情は請願と同様の取り扱いとして審査したものがないため、処理内容には計上していない

## 第2節 決議・意見書

決議は、政治的効果を狙い、議会の意思を対外的に表明するために議会が行う意思形成行為のことである。意見書と違って法的な根拠はなく、本議会で可決されても関係機関等に提出することはない。ただし、中には特別委員会の設置、市長不信任決議、100条調査等の決議のように法的効果が与えられるものもある。

意見書は、地方公共団体の公益について、議会の意思を意見としてまとめた文書のことで、可決された意見書は地方自治法に基づいて、議長名で関係機関に提出する。

新市誕生後の決議・意見書の議決状況は図表13-6-2のとおりである。

図表13-6-2 決議・意見書の議決状況

### <決議>

件名	議決年月日
平成17年3月定例会最終日をもって議会を解散する決議について	H16.12.20
西条市議会解散に関する決議について	H17.3.23
核兵器廃絶・平和都市宣言決議について	H17.9.13
ふるさとの豊かな水の継承に努める決議について	H17.12.22
人権尊重都市宣言決議について	H17.12.22
交通安全都市宣言決議について	H17.12.22
北朝鮮の核実験に抗議し、核兵器及び核計画の放棄を求める決議について	H18.12.5
地元産米を中心とした農産物の地産地消の推進に関する決議について	H18.12.22
西条市長青野 勝君に対する不信任決議について	H25.1.9
西条市長青野 勝君に対する不信任決議について	審議未了 (H25.3.4提出)
北朝鮮による弾道ミサイルの発射に抗議する決議について	H29.12.22
「水の都」西条の水を守る決議について	H31.3.20
ロシアのウクライナ侵攻に抗議し、早期の平和的解決を求める決議について	R4.3.9

### <意見書>

件名	議決年月日
平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書について	H16.12.24
北朝鮮による日本人拉致事件の完全解決を求める意見書について	H16.12.14
地方議会制度の充実強化に関する意見書について	H17.6.24
地方六団体改革案の早期実現に関する意見書について	H17.6.24
道路特定財源の確保等に関する意見書について	H17.6.24
自治体病院の医師確保対策を求める意見書について	H17.9.27
議会制度改革の早期実現に関する意見書について	H17.12.22
道路特定財源の確保等に関する意見書について	H18.3.22
違法伐採問題への取組の強化を求める意見書について	H18.3.22
森林・林業・木材関連産業政策と国民林野事業の健全化を求める意見書について	H18.12.22
自治体病院の医師確保対策を求める意見書について	H19.6.5
WTO・FTA交渉等に関する意見書について	H19.6.21
地方の道路整備財源の確保に関する意見書について	H19.9.25
肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書について	H19.12.11
道路特定財源の暫定税率維持を求める意見書について	H20.2.26

原爆症認定制度に関する意見書について	H20.6.9
国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書について	H20.6.20
WTO 農業交渉に関する意見書について	H20.12.24
国会議員の定数及び衆議院小選挙区制度の見直しを求める意見書について	H21.3.19
経済危機対策の着実な実行を求める意見書について	H21.9.18
電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書について	H21.12.18
改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書について	H22.3.23
永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書について	H22.3.23
環太平洋経済連携協定（TPP）に関する意見書について	H22.11.29
緊急事態基本法の早期制定を求める意見書について	H24.3.21
四国地方整備局等の国の出先機関の廃止等に反対する意見書について	H24.6.22
北朝鮮による拉致問題の早期解決に向けた積極的な行動を求める意見書について	H24.9.21
地方税等財源の充実・確保を求める意見書について	H25.9.20
環太平洋経済連携協定（TPP）交渉に関する意見書について	H25.12.20
合併算定替終了後の新たな財政支援措置を求める意見書について	H25.12.20
青少年健全育成基本法の制定を求める意見書について	H26.3.18
キウイフルーツかきよう病対策支援を求める意見書について	H26.6.3
ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書について	H26.6.20
手話言語法（仮称）の制定を求める意見書について	H26.12.19
JA グループの改革に関する意見書について	H26.12.19
地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について	H29.1.10
「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書について	H29.9.15
高等学校及び中学校における部活動の活動継続及び各種大会の開催を求める意見書について	R2.6.24
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について	R2.9.24
地方たばこ税を活用した分煙環境整備を求める意見書について	R2.12.22
ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業の推進を求める意見書について	R2.12.22
新型コロナウイルス感染症の影響による「飲食店倒産防止対策」を求める意見書について	R3.3.25
今後の新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書について	R3.4.20
コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について	R3.9.21
家庭教育支援法の制定を求める意見書について	R3.9.21
国際的に問題となっている人権侵害・民族差別等の解決を促すよう日本政府に必要措置を求める意見書について	R3.12.21
国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書について	R4.3.24
防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書について	R6.9.3
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書について	R7.1.9

資料：議会事務局

### 第3節 政務活動費

政務活動費は、地方自治法の規定に基づき、議員の調査研究などの活動に役立てるため、必要な経費の一部として交付されるものである。従来は政務調査費と呼ばれ、調査研究のみが対象であったが、2012（平成24）年の地方自治法改正によって政務活動費となり、調査研究その他の活動が対象とされた。その具体的な内容については、条例で定めることとしている。本市では同年第6回12月定例会で「西条市議会政務調査費の交付に関する条例」の改正案が可決され、「西条市議会政務活動費の交付に関する条例」となった。交付対象となるのは、研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務費、その他の経費である。また、同条例では、政務活動費に関する収支報告書及び領収書等の証拠書類の提出を義務付け、2018（平成30）年度からはそれらを市議会ホームページで公開している。

政務活動費の額は議員1人当たり月額1万5,000円で、毎年4月に1年度分を会派（会派に属さない場合は議員個人）に一括交付し、支出後、残余がある場合は返還しなければならない。